

あつぎ市民交流プラザロッカー使用許可申請書(兼)使用許可書

令和 年 月 日

厚木市長あて

次のとおり申請します。

ロッカーNo. (職員記入)	
-------------------	--

太枠の中を御記入ください。

		※2台以上お申込みの場合 優先順位		
申 請 者	団 体 名		予約システム ID	☐ 登録なし
	氏 名		連 絡 先	
	住 所	〒		
使用期間	令和 年 月から 令和 年 月まで			
保管する 物 品				
減免団体 のみ記入	☐ 減免申請する。 【減免団体とは】過半数が学生で厚木市内、愛川町内及び清川村内に居住若しくは通学する者で 構成される団体（営利目的を除く。） 100分の50			

使用許可 条 件	※裏面をお読みください。 ☐ 50%減免	領収日
金 額	円	

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

厚木市長 山口 貴裕 印

収受印

受付者

ロッカーの使用にあたって

ロッカーは、あつぎ市民交流プラザを利用する団体の方で、活動用具・物品等を収納するためのものです。

使用にあたっては、次のことをお守りください。

- ロッカー内の物品については、各使用者が責任をもって管理してください。
あつぎ市民交流プラザでは、使用者によって発生した物品の滅失、き損、損害等については、一切責任を負いません。
- ロッカーの転貸、または使用目的外の使用はしないでください。
- 使用期間が満了する当日までに、ロッカー内の物品をすべて撤去してください。
- 使用者の責めに帰す事由によりロッカーをき損した場合は、修理費用を負担していただく場合があります。

【保管物品について】

ロッカーに保管する物品については、次に掲げるものを収容しないでください。

- (1) 現金及び有価証券
- (2) 貴重品（重要な物品、書類、資料等を含む。）
- (3) 揮発性若しくは毒性のあるもの、又は爆発物等の危険物
- (4) 銃砲刀剣類等又は法令等により所持又は携帯が禁止されているもの
- (5) 盗品その他犯罪によって得られたもの
- (6) 臭気を発するもの、不潔なもの又は腐敗変質し若しくは破損しやすいもの
- (7) ロッカーを汚損又はき損するおそれのあるもの
- (8) 精密機器、ガラス、陶器等の壊れやすいもの
- (9) その他活動に関係のない物品及び保管に適さないと認められるもの

※ 次の事由が生じた場合は、市長の判断によりロッカー内の物品を撤去し、その状況に応じて収容品の開被、廃棄、保管等の必要な措置をとる場合があります。

- (1) 使用期間を過ぎてもロッカー内に物品が放置されているとき
- (2) 規定により収容してはならないものに該当する場合又はその疑いがあるとき
- (3) 危険物又は犯罪に使用されるおそれのあるものが収容されている疑いがあるとき
- (4) プラザ使用者等の身体、財産に被害が及ぶおそれのあるとき
- (5) その他プラザが必要と認めるとき

【問い合わせ先】

〒243-0018 厚木市中町2-12-15 あつぎ市民交流プラザ
電話 046-225-2510(直通)